

人権教育の取組について

令和6年9月2日

文部科学省 総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

人権教育について

憲法や教育基本法の精神にのっとり、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を推進。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や同基本計画に基づき、学校教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階や地域の実情を踏まえながら実施。また、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)

- ・人権教育や人権啓発に係る目的や定義、基本理念などを規定。
- ・国は、人権教育に関する施策を策定し、実施。
地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、人権教育に関する施策を策定し、実施。

人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月15日閣議決定(平成23年4月1日一部変更))

- ・人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていく。
- ・個別の人権課題として、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等、その他を記載。
- ・人権教育・啓発に当たっては、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

人権教育・啓発に関する基本計画

(平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更)(目次)

第1章 はじめに

第2章 人権教育・啓発の現状

- 1 人権を取り巻く情勢
- 2 人権教育の現状
- 3 人権啓発の現状

第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

- 1 人権尊重の理念
- 2 人権教育・啓発の基本的在り方
 - (1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供
 - (2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法
 - (3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

第4章 人権教育・啓発の推進方策

- 1 人権一般の普遍的な視点からの取組
 - (1) 人権教育
 - (2) 人権啓発
- 2 各人権課題に対する取組
 - (1) 女性
 - (2) 子ども
 - (3) 高齢者
 - (4) 障害者
 - (5) 同和問題
 - (6) アイヌの人々
 - (7) 外国人
 - (8) HIV感染者・ハンセン病患者等
 - (9) 刑を終えて出所した人
 - (10) 犯罪被害者等
 - (11) インターネットによる人権侵害
 - (12) 北朝鮮当局による拉致問題等
 - (13) その他
- 3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等
- 4 総合的かつ効果的な推進体制等
 - (1) 実施主体の強化及び周知度の向上
 - (2) 実施主体間の連携
 - (3) 担当者の育成
 - (4) 文献・資料等の整備・充実
 - (5) 内容・手法に関する調査・研究
 - (6) (財)人権教育啓発推進センターの充実
 - (7) マスメディアの活用等
 - (8) インターネット等IT関連技術の活用

第5章 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 地方公共団体等との連携・協力
- 3 計画のフォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する基本計画

(平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更)(抜粋)

第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

1 人権尊重の理念

- 人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

- 人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。
- 人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。

第4章 人権教育・啓発の推進方策

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(学校教育)

- 学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

(社会教育)

- 社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

文部科学省における人権教育の取組

取組概要

文部科学省においては、憲法及び教育基本法の精神に則り、人権教育・啓発推進法や同法の基本計画に基づき、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める人権教育を推進。

- ・学校教育においては、人権教育の指導方法等に関する調査研究やモデル事業などを実施するとともに、各種会議や研修において人権教育に係る動向等についての周知を行い、各学校における取組を促進。
- ・社会教育においては、社会教育の指導者として中心的な役割を担う社会教育主事の養成や資質向上等の取組を実施。

具体的な取組内容

【学校教育】

● 人権教育開発事業【平成9年度～】

- ・以下の事業等を総合的に実施し、学校教育における人権教育の開発を推進。

■ 学校における人権教育の在り方等に関する調査研究

- ・人権教育に関する事業の実践・成果等を踏まえ、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行うための会議を開催。
→当該会議において、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」及び「補足資料」の作成、普及も実施。

■ 人権教育研究推進事業

- ・学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善・充実に資することを目的とした実践的な研究を実施。

● 人権教育担当指導主事連絡協議会（主催：文部科学省）

- ・都道府県教育委員会の人権教育担当者等を対象とし、人権教育に関する国内外の動向の周知や、情報交換・協議等を実施。

● 人権教育推進研修（主催：（独）教職員支援機構、共催：文部科学省）

都道府県教育委員会の指導主事や学校教員で人権教育の指導者となる者等を対象とし、組織的な人権教育推進体制を構築する手法等の習得を図る研修を実施。

● 社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業【平成15年度～】

- ・社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を推進。

関連する令和6年度予算額（ ）内は前年度予算額

【人権教育開発事業】

令和6年度予算額：31百万円の内数（31百万円の内数）

引き続き、地域や学校における実践的な研究を実施するとともに、研究成果等を広く展開するためのアーカイブを新たに整備し、人権教育の更なる推進を図る。

【社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業】

令和6年度予算額：71百万円（68百万円）

うち 社会教育主事講習等実施経費：57百万円（61百万円）

引き続き、社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象に人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図る。

学習指導要領における人権教育の主な関係記述の例

前文における主な関係記述の例

【小学校(中学校, 高等学校, 特別支援学校(小学部・中学部・高等部)も同趣旨)】

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任, 男女の平等, 自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び, 自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童(生徒)が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

学習指導要領における人権教育の主な関係記述の例

総則における主な関係記述の例

【中学校(小学校, 特別支援学校(小学部・中学部)も同趣旨)】

第1 中(小)学校教育の基本と教育課程の役割 2(2)

学校における道德教育は特別の教科である道德(以下「道德科」という。)を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德科はもとより、各教科、(外国語活動,)総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒(児童)の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間として(自己)の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること。

道德教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

【小学校(中学校, 高等学校, 特別支援学校(小学部・中学部・高等部)も同趣旨)】

第4 児童(生徒)の発達支援

1 児童の(調和的な)発達を支える指導の充実

- (1)学習や生活の基盤として、教師と児童(生徒)との信頼関係及び児童(生徒)相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級(ホームルーム)経営の充実を図ること。
- (2)児童(生徒)が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童(生徒)理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

学習指導要領における人権教育の主な関係記述の例

各教科における主な関係記述（基本的人権の保障に係るもの）の例

【小学校（社会）】

第2 各学年の目標及び内容〔第6学年〕2 内容

- (1)ア(ア) 日本国憲法は国家の理想，天皇の地位，**国民としての権利**及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることや，…
- (3)ア(ア) …スポーツや文化などを通して他国と交流し，**異なる文化や習慣を尊重し合う**ことが大切であることを理解すること。

【中学校（社会）】

第2 各分野の目標及び内容〔公民的分野〕1 目標

- (1) **個人の尊厳と人権の尊重**の意義，特に**自由・権利**と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識し，民主主義，民主政治の意義，国民の生活の向上と経済活動との関わり，現代の社会生活及び国際関係などについて，個人と社会との関わりを中心に理解を深めるとともに，諸資料から現代の社会的事象に関する情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

第2 各分野の目標及び内容〔公民的分野〕2 内容C 私たちと政治(1)ア

- (ア) **人間の尊重**についての考え方を，**基本的人権**を中心に深め，法の意義を理解すること。
- (ウ) 日本国憲法が**基本的人権の尊重**，国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。

【高等学校（公民）】

第2款各科目第3 政治・経済2 内容A 現代日本における政治・経済の諸課題(1)現代日本の政治・経済

- ア(ア) 政治と法の意義と機能，**基本的人権の保障**と法の支配，権利と義務との関係，議会制民主主義，地方自治について，現実社会の諸事象を通して理解を深めること。

人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]

(平成20年3月人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)

「人権教育・啓発に関する基本計画」において、学校における指導方法の改善を図ることや、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進すること等が求められていることを踏まえ、人権教育とは何かということを知りやすく示すとともに、学校教育における指導の改善・充実に向けた視点を示すために作成。

○指導等の在り方編

第1章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

1. 人権及び人権教育
2. 学校における人権教育

第2章 学校における人権教育の指導方法等の改善・充実

第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等

1. 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進
2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価
3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

第2節 人権教育の指導内容と指導方法

1. 指導内容の構成
2. 効果的な学習教材の選定・開発
3. 指導方法の在り方
4. 指導内容に関する配慮事項

第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組

1. 教育委員会における取組
2. 学校における研修の取組

○実践編

1. 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等

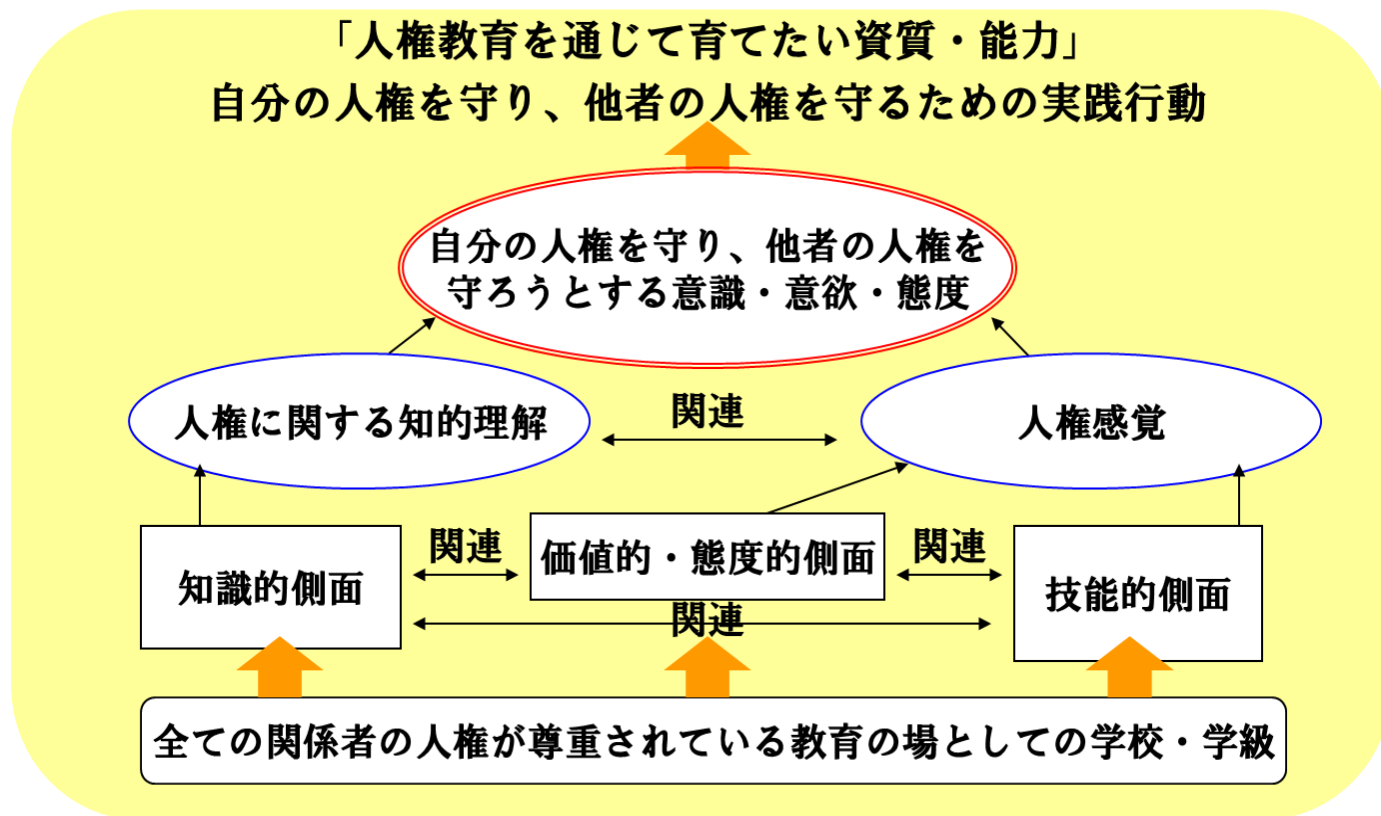
1. 人権尊重の精神に立つ学校づくり
2. 全体計画及び年間指導計画
3. 学校としての取組の点検・評価
4. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

2. 人権教育の指導内容と指導方法

1. 指導内容の構成
2. 効果的な学習教材の選定・開発
3. 指導方法の在り方

3. 教育委員会及び学校における研修等の取組

1. 総合的かつ計画的な施策の推進と推進体制の整備
2. 各学校の成果に関する情報の発信
3. 効果的な研修プログラムの例
4. 学校における系統的・計画的な研修の推進

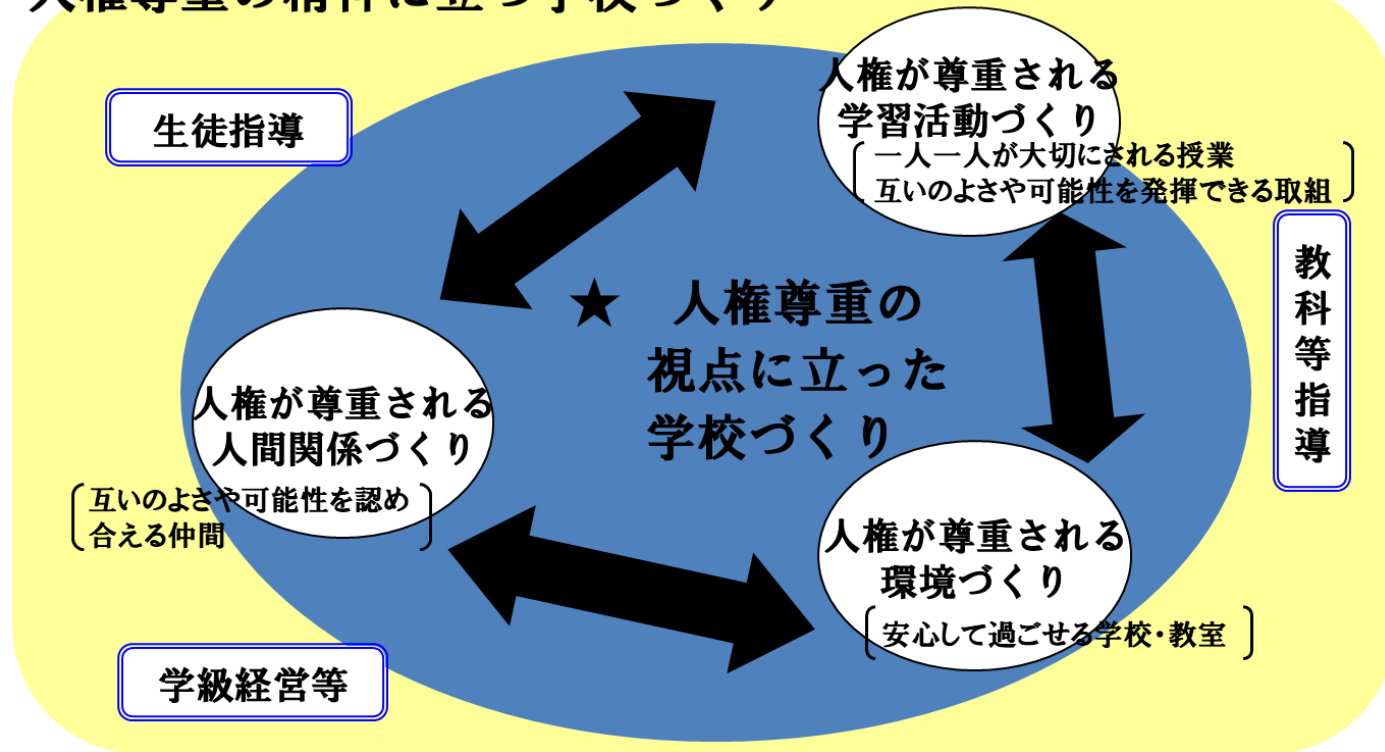


知識的側面：人権に関する知的理解に深く関わるもの。**自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で役立つ具体的・実践的な知識**。例えば、自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識、人権の歴史や現状についての知識、国内法や国際法等々に関する知識、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識等が含まれる。

価値的・態度的側面：人権感覚に深く関わるもの。**人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための実践行動に結びつけるために不可欠な価値や態度**。人権教育が育成を目指す価値・態度には、人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲などが含まれる。

技能的側面：人権感覚に深く関わるもの。**人権に関わる事柄を認知的に捉えるだけではなく、その内容を直感的に感受し、共感的に受けとめ、それを内面化するために必要となる技能**。人権教育が育成を目指す技能には、コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見きわめる技能、その他相違を認めて受容できるための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能などが含まれる。

人権尊重の精神に立つ学校づくり



人権尊重の視点に立った学級経営等

- 人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならない

人権尊重の理念に立った生徒指導

- 生徒指導の本来の意義は児童生徒の自己指導力を伸ばす積極的な面にある
- 「積極的な生徒指導」の取組と歩調を合わせることで、人権教育の取組もより大きな効果を上げることができる
- 暴力行為、いじめ、不登校、中途退学などは人権侵害にもつながる問題

人権教育の充実を目指した教育課程の編成

- 人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にする
- 人権教育の活動と各教科等の指導とが有機的・相乗的に効果を上げられるようにする
- 「地域の教育力」の活用、「体験的な活動」の活用、学習形態・教育方法上の工夫、「生き方学習」や進路指導と関わらせる

人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](補足資料)

(令和3年3月作成、令和6年3月最終改定)

教育委員会や学校現場の人権教育担当者向けに、人権教育の指導方法等の在り方について「第三次とりまとめ」策定後の社会情勢の変化を踏まえ、第三次とりまとめを補足するものとして作成。

(目次) はじめに

I. 学校における人権教育の推進

1. 人権教育の重要性 2. 人権教育の総合的な推進

II. 人権教育をめぐる社会情勢

1. 国際社会の主な動向

2. 国内の個別的な人権課題の主な動向

(1) 子供の人権 ①いじめ ②不登校 ③児童虐待等

(2) 子供以外の個別的な人権課題

①北朝鮮当局による拉致問題等の個別的な人権課題への追加

②「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定

③「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定

④「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の制定

⑤「再犯の防止等の推進に関する法律」の制定

⑥「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定

⑦インターネット上の誹謗中傷への対応

⑧「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の制定

⑨ハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決の受入れ

⑩新型コロナウイルス感染症による偏見・差別への対応

⑪「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定

⑫「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定

⑬「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の制定

(主な内容)

○令和3年3月作成

- ・関係法令や政府決定、国際動向
- ・学習指導要領改訂やGIGAスクール構想
- ・個別的な人権課題の動向 等

○令和4年3月改訂

- ・「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定
- ・子どもの人権に係る動向（こども家庭庁設置法案等）
- ・ハンセン病問題にかかる動向
- ・新型コロナウイルス感染症による偏見・差別への対応にかかる動向 等

○令和5年3月改訂

- ・生徒指導提要（改訂版：令和4年12月改訂）にかかる内容の追加等
- ・第二次再犯防止推進計画（令和5年3月閣議決定）にかかる内容の追記等
- ・ハンセン病問題にかかる動向 等

○令和6年3月改訂

- ・「こども大綱」（令和5年12月閣議決定）にかかる内容
- ・ハンセン病問題にかかる動向
- ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年法律第68号）の制定にかかる内容 等

人権教育開発事業

令和6年度予算額 31百万円
(前年度予算額 31百万円)



背景・課題

①「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定(平成12年12月)

→ 国、地方公共団体及び国民の責務の明確化と必要な措置の規定により、人権教育及び人権啓発の施策を推進。「人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画」の策定(第7条)、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての国会への報告(第8条)など

②「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定(平成14年3月)

→ 学校における人権教育については、「指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく」旨決定

③人権教育の指導方法等の在り方について

→ 第一次とりまとめ(平成16年6月)、第二次とりまとめ(平成18年1月)、第三次とりまとめ(平成20年3月)、第三次とりまとめ補足資料(令和3～5年3月)

④「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年6月)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月)、ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話(令和元年7月)、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(令和5年6月)

→ いわゆるヘイトスピーチや部落差別、ハンセン病、性的マイノリティに対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施が必要

事業内容

基本的人権の尊重の精神を高め、一人一人を大切にしたい教育を推進する観点から、以下の事業等を総合的に実施し、学校教育における人権教育の開発を進める。(事業開始年度:平成9年度)

人権教育研究推進事業【委託事業】

26百万円(26百万円)

①人権教育総合推進地域事業:学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取組を都道府県教育委員会との連携・協力の下で推進し、基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にしたい教育の充実に資することを目的として、実践的な研究を行う。

②人権教育研究指定校事業:学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的として、モデル校を指定し、実践的な研究を行う。

③人権教育アーカイブの整備【新担】:人権教育の充実に資する事例等を収集・集約・発信するための機能を有した「人権教育アーカイブ」の整備を図る

学校における人権教育の在り方等に関する調査研究【事務費】

5百万円(5百万円)

人権教育に関する事業等の実践・成果や第三次とりまとめ、第三次とりまとめ補足資料の内容も踏まえ、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行うための会議を開催する。

対象
校種

幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、
中学校、義務教育学校、中等教育学校、
高等学校、特別支援学校

委託先

都道府県・指定都市教育委員会、附属学校を設置
する国立大学法人もしくは公立大学法人又は私立学
校を設置する学校法人等

箇所数
単価
期間

①:5地域、②:37校、③1団体
①:87万円/地域、②30万円/校、③990万円/団体
①、②、③:1年

委託
対象経費

教育研究、成果の普及・啓発に必要な経費
(諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費等)

(担当:初等中等教育局児童生徒課)

人権教育に係る会議・研修等

人権教育担当指導主事連絡協議会(主催:文部科学省):毎年度開催

■ 目的

- ・ 人権教育に関する国内外の動向や「人権教育の指導方法等の在り方について」第三次とりまとめ策定以降の補足資料を踏まえた取組について周知するとともに、情報交換・協議等を行い、今後の施策の推進に資する。

■ 対象者

- ・ 各都道府県・指定都市教育委員会の人権教育担当の指導主事 1名
- ・ 各都道府県私立学校主管課の担当者 1名

■ 直近の開催実績

- ・ 令和5年10月31日にオンラインにて開催。71名が参加。

人権教育推進研修(主催:(独)教職員支援機構、共催:文部科学省):毎年度開催

■ 目的

- ・ 各学校や当該地域において指導的な役割を果たすべく、人権教育に関する諸課題について検討・分析するとともに、人権尊重の精神に立った学校づくりに向けて、組織的な人権教育推進体制を構築するための手法等の習得を図る。さらに、研修後の実践も通して、1)人権教育に関する諸課題の改善に専門的知見を活用して組織的な取組を推進する力、2)各学校や当該地域において教職員の専門性向上を推進する力を育成する。

■ 対象者

- ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の人権教育担当の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者
- ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校(園)長、副校(園)長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭等であって、学校や当該地域の人権教育に係わる研修において講師等の活動を行う予定である者
- ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う(予定を含む)教職大学院の学生

■ 直近の開催実績

- ・ 令和6年5月29日～31日にかけてオンラインにて開催。126名が受講。

社会教育における人権教育について

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する各種法令等において、学校教育及び社会教育における人権教育の推進が求められている。
- 社会教育においては、社会教育における専門的職員である**社会教育主事の養成講習**や、**現職の社会教育主事等を対象にした研修等**において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っている。各地方公共団体では公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座が開設され、世代の異なる人たちや障害のある人、外国人等との交流活動等、人権に関する多様な学習機会が提供されている。
- 地方交付税の社会教育費において、人権教育の促進事業費として、所要額が措置されており、各地方公共団体の判断により、**地域の実情に即した人権教育（公民館、生涯学習センター、女性教育施設等における学級・講座等）が実施**されている。

※（）内は令和5年度予算額

社会教育における事業

社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業

社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っている。

令和6年度予算額：71百万円（68百万円）
 うち 社会教育主事講習等実施経費：57百万円（61百万円）

人権教育開発事業（参考）

学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的として、推進地域や指定校を公募し、実践的な研究を行う。

令和6年度予算額：31百万円
（31百万円）

社会教育主事講習実施機関一覧

国の委託費による講習（令和6年度：12機関）

北海道立生涯学習推進センター、岩手大学、東北大学、宇都宮大学、福井大学、岐阜大学、奈良教育大学、島根大学、愛媛大学、九州大学、熊本大学、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

国の委託費によらない講習

（令和6年度：10機関）

北海学園大学、宇都宮大学、大東文化大学、社会構想大学院大学、新潟青陵大学短期大学部、福井大学、奈良教育大学、愛媛大学、九州大学、放送大学

社会教育調査報告書（R3）

社会教育主事：1,451人
 公民館数：13,798

公民館が主催する同和問題・人権問題に関する学級・講座数：
1,043件（R2年度間）

社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業

令和6年度予算額
(前年度予算額

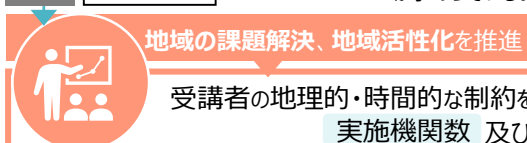
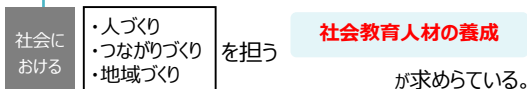
71百万円
68百万円)



背景・課題

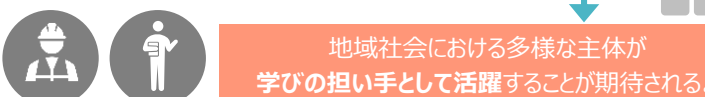
◆ 第4期教育振興基本計画目標 R5.6閣議決定

- 『地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進』
・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて



◆ 社会教育主事講習「社会教育士」制度の推進による受講者の増加

- 令和2年4月から、社会教育主事講習の修了者等が、新たに「社会教育士」と称することができることとなった。
- 例年、一定水準の受講があり、「社会教育士」制度の推進により受講者が大幅に増加。



社会教育主事講習受講者数

R1	約2倍	R4
906人		1,776人

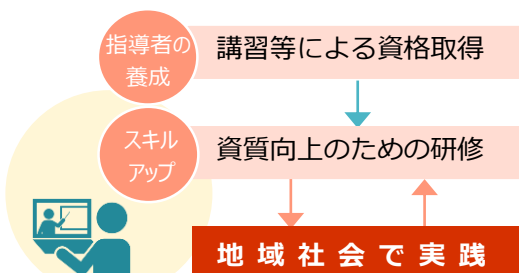
社会教育士の称号付与者数

R2	R3	R4
706人	1,750人	2,070人

事業内容

- ◆ 社会教育法・図書館法の規定に基づき、社会教育主事に必要な知識・技能を身に付けさせるための講習を行うとともに、社会教育主事・司書・公民館施設職員・社会教育士等への資質向上研修を行う。

また、講習の実施に当たっては、受講機会等を確保するため、ICT技術を活用した講習や、障害を有する方などが安心して受講できる環境を提供する。



社会教育人材(社会教育主事、社会教育士、新任図書館長、司書、公民館職員等)の養成・研修

研修・講習名	詳細	件数・単価	対象
1 社会教育主事講習	社会教育主事の資格を付与する講習を大学等に委嘱して実施	(委託実施分15箇所) @約300万円 等	社会教育主事等の資格を取得しようとする教育委員会の職員、教職員
2 社会教育人材等専門研修	社会教育人材を対象としたオンデマンドを活用し資質向上等を図るための研修を実施。研修を通じて様々な地域課題の解決を図る	各種研修により異なる	社会教育主事、社会教育士、図書館長・司書、公民館職員等

社会教育人材の活躍促進を図るための支援等(社会教育の裾野の拡大)

件名	目的	内容
社会教育人材の活躍促進のための支援等	社会教育人材の更なる活躍促進に向けて、関係者の資質向上やネットワーク構築、実践事例の横展開等を図るため、表彰やフォーラムの実施などの情報提供等を行う	優良公民館表彰・社会教育功労者表彰・フォーラムの実施、Webサイト等を活用した普及・啓発、情報提供 等

アウトプット(活動目標)

- ・社会教育主事講習修了者等の安定的な輩出
- ・資質向上のための研修の充実

アウトカム(成果目標)

- ・社会教育主事の着実な配置と社会教育士の養成
- ・多様な主体による地域の学習機会の充実
- ・現代的課題を捉えた専門人材の育成

インパクト(国民・社会への影響)

人づくり・つながりづくり・地域づくりの推進による住民一人一人の暮らしの向上、地域課題解決による地域の活性化
(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

個別の人権課題の主な動向

- | | |
|----------|-------------------|
| 1 女性 | 8 ハンセン病問題 |
| 2 子供 | 9 刑を終えて出所した人 |
| 3 高齢者 | 10 犯罪被害者等 |
| 4 障害者 | 11 インターネットによる人権侵害 |
| 5 同和問題 | 12 北朝鮮当局による拉致問題等 |
| 6 アイヌの人々 | 13 その他 |
| 7 外国人 | |

1. 女性

1. 取組に当たっての基本的な考え方・観点

男女間の固定的役割分担意識が依然として強く残っているために、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、我が国にとって緊要な課題となっている。

このような中、性別に基づく固定的な役割分担を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図ることが重要である。

なお、学校における男女の取扱い等については、「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年12月27日閣議決定）の記述をも念頭に置きつつ的確に対応する必要がある。

2. 関係法令等

男女共同参画社会基本法/男女共同参画基本計画/雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律/育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律/ストーカー行為等の規制等に関する法律/配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律/女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約/女性に対する暴力の撤廃に関する宣言/困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

3. 第三次とりまとめ（平成20年3月）以降の主な動向

・令和2年12月25日に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」を掲げており、第2部政策編では、人権に関する記載が随所に盛り込まれている。

・令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布（令和6年4月1日施行）

2. 子供

児童の権利に関する条約（1990年発効、1994年日本批准）（抜粋）

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

「児童の権利に関する条約」について （平成6年5月20日付け文初高第149号文部事務次官通知）（抜粋）

1. 学校教育及び社会教育を通じ、広く国民の基本的人権尊重の精神が高められるようにするとともに、本条約の趣旨にかんがみ、児童が人格を持った一人の人間として尊重されなければならないことについて広く国民の理解が深められるよう、一層の努力が必要であること。
この点、学校（小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、盲学校、聾（ろう）学校、養護学校及び幼稚園をいう。以下同じ。）においては、本条約の趣旨を踏まえ、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、教育活動全体を通じて基本的人権尊重の精神の徹底を一層図っていくことが大切であること。
また、もとより、学校において児童生徒等に権利及び義務とともに正しく理解をさせることは極めて重要であり、この点に関しても日本国憲法や教育基本法の精神にのっとり、教育活動全体を通じて指導すること。

こども基本法（令和4年法律第77号）概要

目的

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
 - ・次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、**
 - ・こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、**将来にわたって幸福な生活を送ることができる**社会の実現を目指して、
- こども施策を総合的に推進すること

定義

- 「こども」……心身の発達の過程にある者
- 「こども施策」……①～③の施策その他のこどもに関する施策・これと一体的に講ずべき施策
 - ① **新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期**の各段階を経て、**おとなになるまでの心身の発達の過程**を通じて切れ目なく行われる **こどもの健やかな成長に対する支援**
 - ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、**就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援**
 - ③ 家庭における養育環境その他の**こどもの養育環境の整備**

基本理念

- ① 全てのこどもについて、**個人として尊重**されること・**基本的人権が保障**されること・**差別的取扱いを受けない**ようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障される**とともに、教育基本法にのっとり**教育を受ける機会が等しく与えられる**こと
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会**が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、**意見の尊重、最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤ **こどもの養育は家庭を基本**として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、**子育てに伴う喜び**を実感できる社会環境の整備

責務等

- 国、地方公共団体の責務
- 事業主の努力（雇用環境の整備）・国民の努力（こども施策への関心と理解等）

白書・大綱

- 年次報告（白書）
- こども大綱の策定
（※少子化社会対策／子ども・若者育成支援／子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- 施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁にこども政策推進会議を設置。以下の事務を担当。
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、会長（内閣総理大臣）及び委員（こども政策担当の内閣府特命担当大臣・内閣総理大臣が指定する大臣）をもって組織

施行期日 令和5年4月1日

附則

検討 国は、この法律の施行後5年を目途として、法律の施行状況及びこども施策の実施状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討
⇒法制上の措置その他の必要な措置を講ずる

「こども大綱」（令和5年12月閣議決定）（こども家庭庁HPより：説明資料抜粋）

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

「こども大綱」（抜粋）

第3 こども施策に関する重要事項

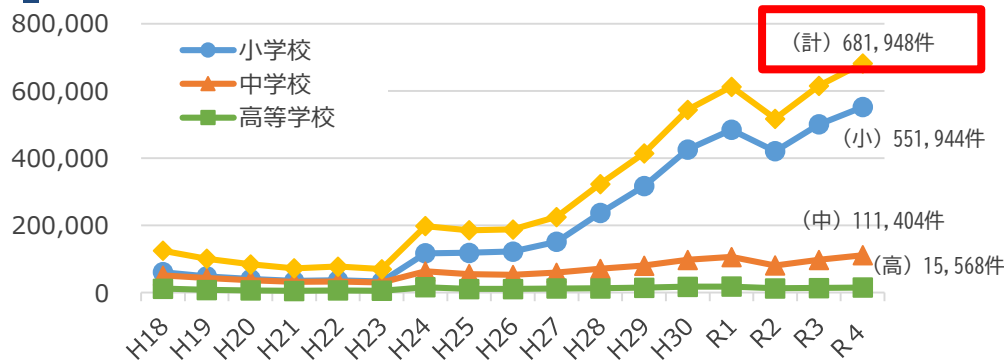
1 ライフステージを通じた重要事項

（1）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

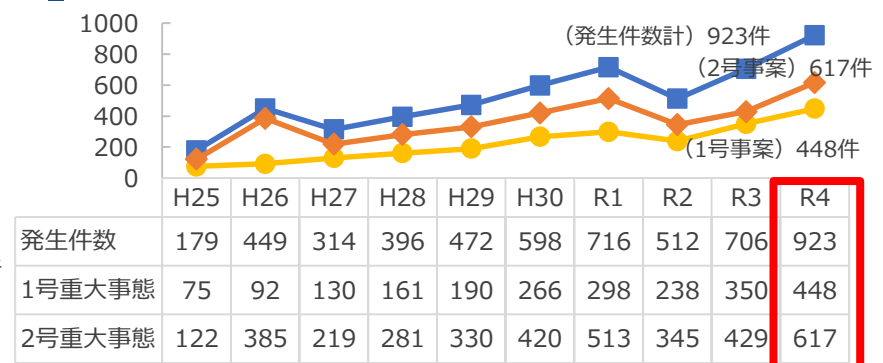
「こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する」

いじめの状況について

いじめの認知件数の推移



いじめ重大事態の発生件数の推移



いじめ防止対策推進法等に基づき、積極的認知や組織的対応の徹底、いじめ重大事態調査の適切な実施を推進。

文部科学省とこども家庭庁を共同議長とし、関係省庁を構成員とする「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」、有識者による「いじめ防止対策協議会」等を通じて、取組の検証・いじめ防止対策の強化を図る。

未然防止・早期発見

- ✓ 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進【R5補正：10億円】
- ✓ SNS等を活用した相談体制の整備【R6予算：61億円の内数(59億円の内数)】
- ✓ 「特別の教科 道徳」の着実な実施などによる道徳教育の充実【R6予算：43億円(42億円)】
- ✓ 「多様性を認め、人権侵害をしない」児童生徒の育成に向けた人権教育の推進【R6予算：31百万円(31百万円)】
- ✓ 健全な発達に資する体験活動の充実【R6予算：1億円(1億円)】

早期対応・組織的対応

- ✓ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実【R5補正：7億円 R6予算：84億円(82億円)】
- ✓ 教育行政に係る法務相談体制の整備【地財措置】

こども家庭庁

419百万円(201百万円)

- ✓ 学校外からのアプローチによるいじめ防止対策【R5補正：414百万円】
- ✓ いじめ調査アドバザリーによる第三者性の確保【R6予算：4.9百万円】

いじめ重大事態への対応

- ✓ 重大事態の国への報告に基づく学校設置者等への指導・助言 ※非予算
- ✓ いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂 ※非予算
- ✓ 重大事態の未然防止に向けた国の個別サポートチーム派遣 ※非予算

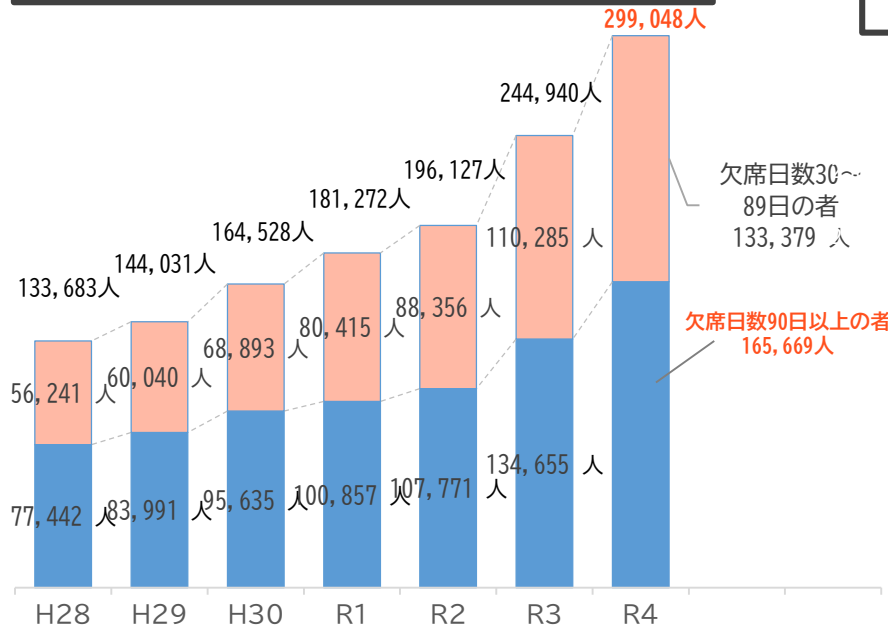
その他

- 「いじめ防止対策に関する普及啓発協議会」や各教育委員会主催の行政説明等におけるいじめ防止対策の普及啓発
- いじめ防止対策推進法に基づいた対応に係る教職員研修の実施、ネットいじめ対応に係る啓発動画の作成
- 「いじめ問題子供サミット」の開催

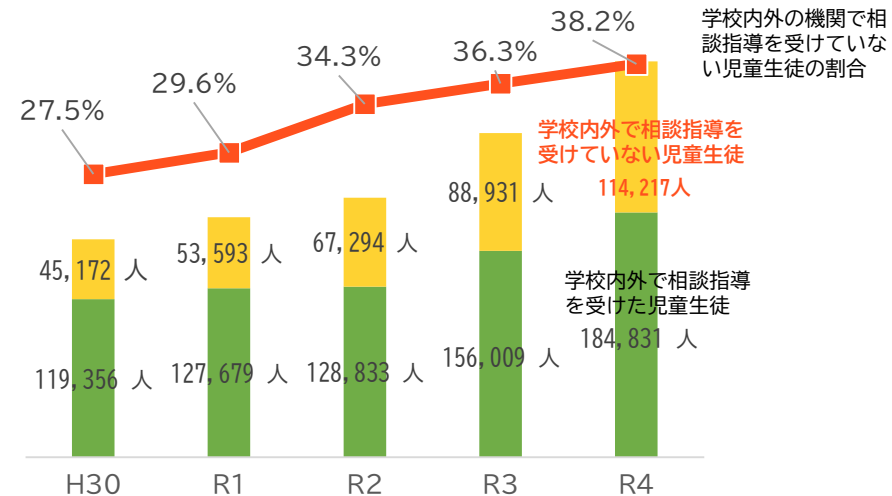
不登校の状況について

- ・不登校児童生徒数は**過去最多**を記録（約36万人）
- ・そのうち、小・中学校における不登校児童生徒数は約29万9千人（**過去最多**）
- ・小・中学不登校児童生徒のうち、**90日以上欠席**している児童生徒数、**学校内外で相談・指導等を受けていない**児童生徒数も**過去最多**（それぞれ約16万6千人、約11万4千人）校における

小・中学校における不登校児童生徒数と
うち90日以上欠席している人数の推移



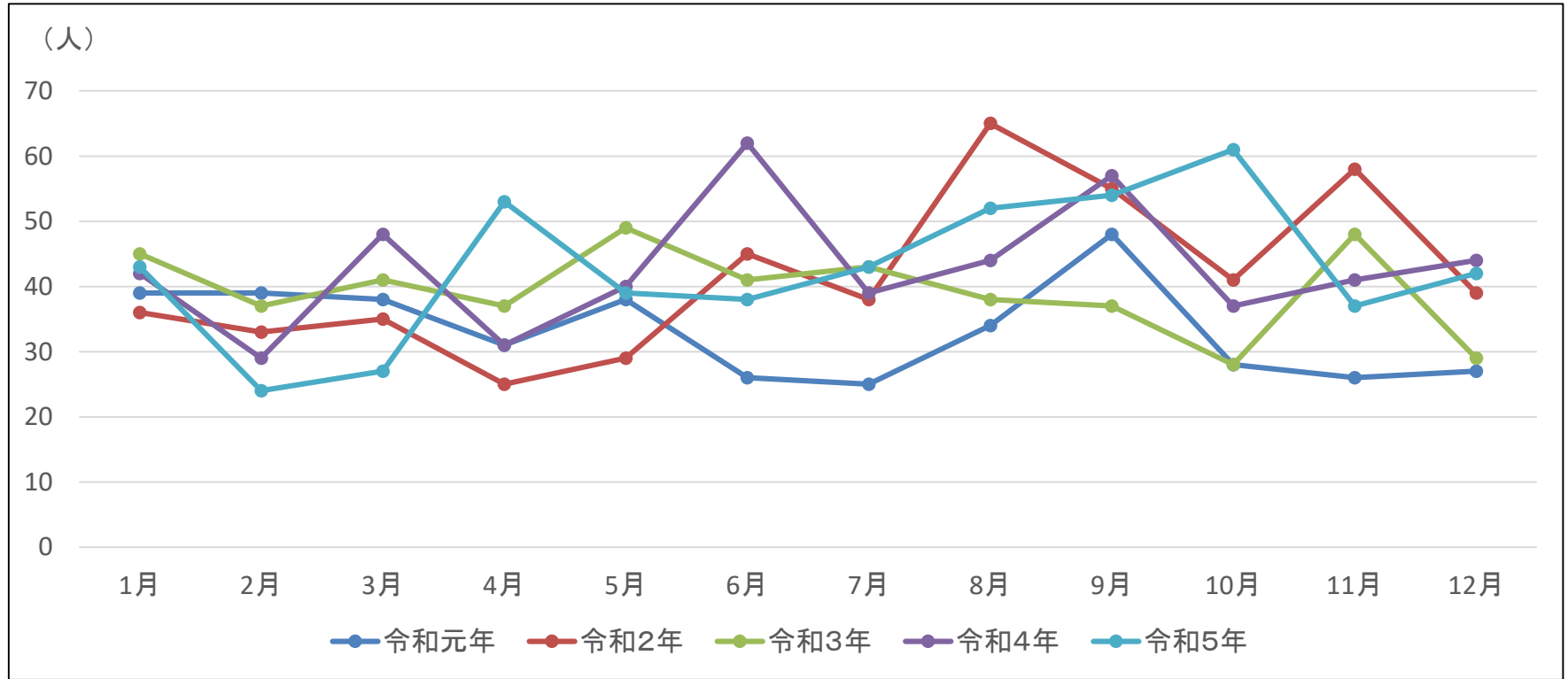
小・中学校における不登校児童生徒のうち、
学校内外で相談・指導等を受けていない児童生徒数・割合の
推移



義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）

- ・不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策に関し、**基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにする**とともに、基本指針の策定その他必要な事項を定める。
- ・第1条では、同法の性質について、「教育基本法（平成18年法律第120号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとるものであると規定されており、**子供の教育を受ける権利を保障するためのもの**であることが示されている。

自殺の状況について



(人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和元年	39	39	38	31	38	26	25	34	48	28	26	27	399
令和2年	36	33	35	25	29	45	38	65	55	41	58	39	499
令和3年	45	37	41	37	49	41	43	38	37	28	48	29	473
令和4年	42	29	48	31	40	62	39	44	57	37	41	44	514
令和5年	43	24	27	53	39	38	43	52	54	61	37	42	513

(出典)「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に作成。

学校等における児童虐待への対応

○令和4年度中に、全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は
219,170 件（速報値）で、過去最多。（こども家庭庁HPより）

関係機関との連携強化（虐待防止法4条1項、5条2項）、学校等から児童相談所への情報提供（同法13条の4）

- ・教育委員会、児童相談所等が、必要に応じて相互の会議に出席、協力するなどして、日常的な連携の強化を図る。
- ・児童虐待防止のため、幼児児童生徒の出欠状況等の定期的な情報提供等の適切な運用に努める。

児童虐待の早期発見（虐待防止法5条1項）

学校及び教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める。

※幼児児童生徒の心身の状況を適切に把握すること、健康診断（身体測定、内科検診、歯科検診）は、児童虐待を早期に発見しやすい機会であることに留意

虐待を発見した場合

児童虐待の早期対応（虐待防止法6条1項）

児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、市町村、児童相談所等に通告する。

※一般人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じる

※結果として通告が誤りであった場合も、基本的には刑事上・民事上の責任を問われることは想定されない

要保護児童対策地域協議会への参画（児童福祉法25条の2）

学校、教育委員会は要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

学校等の間の情報共有について（平成27年7月31日付け文科初第335号）

幼児児童生徒の進学・転学に当たっては、法令上の進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進める。

児童虐待等に係る研修の実施（虐待防止法4条2項・3項）

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂）や教職員用研修教材「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（令和2年1月）、「児童虐待防止と学校」（平成21年5月）の適切な活用などによって教職員研修の充実を図る。

3. 高齢者

1. 取組に当たっての基本的な考え方・観点

我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んできており、その進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。

高齢者の人権に関わる問題としても、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や、その有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されており、高齢者の人権について、国民の認識と理解を深めていくことが求められている。

こうした動向等を踏まえ、学校教育においては、その教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に対する基礎的理解や介護・福祉などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。

なお、一概に高齢者といっても、個々の状況にはそれぞれ個人差があることに留意する必要がある。

2. 関係法令等

高齢社会対策基本法/高齢社会対策大綱/今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向～ゴールドプラン21～
/高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律/高年齢者等の雇用の安定等に附する法律/高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律/高齢者のための国連原則2002/高齢化に関するマドリッド国際行動計画

4. 障害者

1. 取組に当たっての基本的な考え方・観点

障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障される権利」を有し、社会を構成する一員として、「あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」ものとしている。

しかしながら、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足が関わっている場合もある。

このような中、学校教育においては、障害のある子どもとの交流教育をはじめ、教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介護・福祉などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。

2. 関係法令等

障害者基本法/障害者基本計画・重点施策実施5か年計画/障害者の雇用の促進等に関する法律/高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律/身体障害者補助犬法/障害者自立支援法/発達障害者支援法/障害者の権利に関する条約/障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律/障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

3. 第三次とりまとめ（平成20年3月）以降の主な動向

・障害者の人権に関する法律として、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）が制定。

・令和6年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改訂する法律」が施行。これを受け、文部科学省において「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針」を改正し、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例などの記載を拡充。

旧優生保護法国家賠償請求訴訟原告団等との面会（令和6年7月17日）

本日、皆様方の筆舌に尽くし難い御経験を直接お伺いし、改めて痛切な気持ちを抱きました。心より深く謝罪申し上げます。

今日、この機会を迎えることなく亡くなられた原告の方々の動画も拝見いたしました。改めて国の重大な責任を痛感するとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます。7月3日の最高裁判決を踏まえた賠償金の支払事務を昨日終えたところですが、本問題が先送りできない課題であり、可能な限り早く解決しなければならないとの思いを強くしております。

訴訟におけるこれまでの政府の主張について、御意見も頂きました。最高裁判決では、国が皆様方からの損害賠償請求権の行使に対して除斥期間の主張をすることは、信義則に反し、権利の濫用として許されぬとしています。これまでの判例を踏まえた主張であったとしても、政府の様々な主張自体が、皆様方のお気持ちを傷つけるものであったことについて、皆様方が感じられた思いを重く受け止めたいと考えております。

政府のこのような姿勢が問題の解決を遅らせたとの指摘も真摯に受け止め、それであればこそ早急な訴訟の解決が政府の責務と考え、皆様方と直ちに協議を進めてまいります。現在係属している、最高裁判決以外の訴訟については、除斥期間による権利消滅の主張は撤回し、優生手術の実施が認められる訴訟については、和解による解決を速やかに目指してまいります。今般の最高裁判決の内容を踏まえ、現在訴訟を起こされていない方々も含めた幅広い方々を対象とした補償とすること、本人のみならず配偶者の方々が受けた苦痛も視野に入れ補償を検討すること、確定した判決に示されている金額も踏まえつつ十分かつ適正な補償の額とすること、これらを基本方針として新たな補償の仕組みを創設することとし、超党派の議員連盟と調整しながら、議員立法の検討を進めてまいります。

加えて、こうした新たな補償の仕組みが、被害者の皆様に広く届くことも必要であり、その周知徹底の在り方についても、御要求を踏まえた検討を進めてまいります。さらに、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向けて、政府として、最大限の努力を尽くしてまいります。

違憲とされる国家の行為が約半世紀もの長きにわたって合憲とされてきたという重い事実を踏まえれば、二度と同じ過ちを繰り返さないための検証に加えて、優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶に向けた恒久的な対策が不可欠です。国会においても様々な議論が行われていくものと承知しておりますが、政府として、国会とも相談しながら、御要求を踏まえた、より客観的な検証を実施すべく、その在り方を検討してまいります。

優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶に向けては、これまでの取組を点検し、教育・啓発等を含めて取組を強化するため、全府省庁による新たな体制を構築してまいりたいと思います。被害の回復を含め、今申し上げた様々な課題に関して、皆様方と協議させていただきたいと考えており、関係府省と皆様方との継続的な協議の場も設けてまいります。

本日、このように皆様方の思いと貴重な御意見を賜る機会を頂き、暑い中、また遠路はるばるお越しいただいたことについて、重ねてお礼申し上げます。改めて、皆様方の苦難と苦痛に対しまして、お一人お一人に深く深く謝罪申し上げます。



5. 部落差別（同和問題）

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月16日公布、施行）

1. 目的（第1条関係）

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とすること。

2. 基本理念（第2条関係）

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならないこと。

3. 国及び地方公共団体の責務（第3条関係）

1. 国は、第二の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有すること。
2. 地方公共団体は、第二の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

4. 相談体制の充実（第4条関係）

1. 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
2. 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

5. 教育及び啓発（第5条関係）

1. 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとすること。
2. 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとすること。

6. 部落差別の実態に係る調査（第6条関係）

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

<附帯決議>

（衆議院）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

（参議院）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

部落差別の解消の推進に関する法律第6条に基づく調査結果の概要

1 法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査の結果 (人権相談：H27～H29 人権侵犯事件：H25～H29 について調査)

- 人権相談・人権侵犯事件とも件数はおおむね横ばいであり、人権相談全体の0.2%弱、人権侵犯事件全体の0.5%前後を占める
- インターネット上の事件が増加傾向にあり、その大半が識別情報の摘示
- 実社会の事件では「その他」を除くと結婚・交際、差別落書き等の表現行為、特定個人に対する誹謗中傷等
- 地域差が大きく、人権相談・人権侵犯事件とも大阪ブロックが最多で全国の30%前後

2 地方公共団体等が把握する差別事例の調査の結果 (H25～H29 について調査)

- 件数はおおむね横ばい
- 「その他」を除くと差別表現が大部分、次いで結婚・交際、雇用
- 差別表現の相談件数は東京ブロックと大阪ブロックが多数を占める
- 差別表現の多くは特定人を対象としないものであり、その約半数はインターネット上のもの

3 インターネット上の部落差別の実態に係る調査の結果 (R1.6時点のウェブページのサンプル調査と過去1年間の閲覧者数調査を実施)

- 識別情報の摘示、特定個人に対する誹謗中傷、不特定者に対する誹謗中傷のいずれも一定数あり
- 閲覧者が比較的多いのは識別情報の摘示、特定個人に対する誹謗中傷
- 識別情報の摘示、不特定者に対する誹謗中傷の情報は、特定のウェブサイトへの集中傾向
- 差別的な意図で閲覧しているとうかがわれる者が一定数存在

4 一般国民に対する意識調査の結果 (R1.8～9にかけて調査を実施)

- 主として学校教育を通じて人権意識は定着
- 多くの者が部落差別は不当な差別と知っている一方で、特に交際・結婚相手についての偏見・差別意識が残る
- 西日本や中高年齢層では、被害・加害経験のある者の割合や部落差別（同和問題）に関する関心が高い一方で、差別解消のための取組に消極的な意識を持つ者も見られる

部落差別の実態

- ✓ 発生しているのは主に①特定の者を対象とする表現行為、②特定の者を対象としない表現行為（識別情報の摘示を含む）、③結婚・交際
→ ①②についてはインターネット上のものが増加傾向
- ✓ 正しい理解が進む一方で、心理面における偏見、差別意識は依然として残る
- ✓ インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機がうかがわれる

今後の施策の在り方

- ✓ 部落差別は依然として人権課題の重要な一類型 → 引き続き粘り強く適切に対応
- ✓ 内容、方法等が国民から理解と共感を得られるような教育・啓発
- ✓ 相談窓口の周知
- ✓ 対応能力向上のための研修の充実
- ✓ インターネット上の人権侵害情報に関して、関係省庁、地方公共団体、事業者と連携しつつ、積極的な取組を進める。

6. アイヌの人々

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

1. 目的

この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、本法に定める規定により、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もってすべての国民が相互に尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とするものである。

2. 基本理念（第4条関係）

何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

3. 国及び地方公共団体の責務（第5条関係）

基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

<附帯決議（平成28年12月8日）>

（参議院）

四 アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育並びにアイヌへの理解を深めるための啓発及び広報活動の充実に向けた取組を推進すること。あわせて、本法第四条の規定を踏まえ、不当な差別的言動の解消に向けた実効性のある具体的措置を講ずること。

五 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実に今後とも一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。

7. 外国人

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (平成28年6月3日公布、施行) の概要

1. 前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽(せん)動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多
大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において
我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、
国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

※附帯決議にあるとおり、「本邦外出身者」に対するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民族等
を理由として、差別意識を助長し又は誘発する目的で行われる排他的言動は決してあってはならない

2. 定義(第2条関係)

この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である
者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する
目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、
本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な
差別的言動をいうこと。

3. 教育の充実等(第6条関係)

1. 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を
行うものとする。

2. 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を
解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

8. ハンセン病問題

熊本ハンセン国家賠償請求事件 熊本地方裁判所判決（令和元年6月28日）の概要

訴訟の概要

- ハンセン病元患者の家族である原告ら（561名）が、ハンセン病隔離政策により、ハンセン病元患者だけでなく、その家族も偏見差別の対象とされ、また、元患者との家族関係の形成を阻害されたとして、国（厚生労働大臣・法務大臣・文部科学大臣）に対し、1人550万円の損害賠償及び謝罪広告の掲載を求めたもの。

判決結果

- 国の一部敗訴。
- ・ 隔離政策がハンセン病患者家族に対する差別被害を発生させたこと等を理由に、以下を認めた。
 - 厚生労働大臣に昭和35年～平成13年末までハンセン病隔離政策等の廃止義務とその義務違反があった
 - 法務大臣・文部科学大臣に平成8年～平成13年末までハンセン病患者家族に対する偏見差別を除去するための人権啓発活動・教育等を実施するための相当な措置を行う義務とその義務違反があった
 - 国会議員に平成8年までらい予防法を廃止しなかった立法不作為の違法があった
- ・ 一部原告を除き、原告らが差別を受ける地位に置かれ、また、家族関係の形成を阻害されたとして、憲法13条の保障する人格権侵害等により、共通損害が発生したとし、消滅時効の主張は排斥して、原告の損害賠償請求権を一部認容。（167人143万円、2人110万円、59人55万円、313名33万円、20人棄却）

ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての 内閣総理大臣談話（令和元年7月12日閣議決定）

本年6月28日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決について、私は、ハンセン病対策の歴史と、筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の家族の皆様の御労苦に思いを致し、極めて異例の判断ではありますが、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。

この問題について、私は、内閣総理大臣として、どのように責任を果たしていくべきか、どのような対応をとっていくべきか、真剣に検討を進めてまいりました。ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実であります。この事実を深刻に受け止め、患者・元患者とその家族の方々が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び申し上げます。私も、家族の皆様と直接お会いしてこの気持ちをお伝えしたいと考えています。

今回の判決では、いくつかの重大な法律上の問題点がありますが、これまで幾多の苦痛と苦難を経験された家族の方々の御労苦をこれ以上長引かせるわけにはいきません。できる限り早期に解決を図るため、政府としては、本判決の法律上の問題点について政府の立場を明らかにする政府声明を発表し、本判決についての控訴は行わないこととしました。その上で、確定判決に基づく賠償を速やかに履行するとともに、訴訟への参加・不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることとし、このための検討を早急に開始します。さらに、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます。

家族の皆様の声に耳を傾けながら、寄り添った支援を進め、この問題の解決に全力で取り組んでまいります。そして、家族の方々が地域で安心して暮らすことができる社会を実現してまいります。

○ 厚生労働省では、文部科学省と協力し、ハンセン病を正しく理解するためのパンフレット『ハンセン病の向こう側』を作成し、毎年全国の中学校等へ配布している。

○ ハンセン病を正しく理解することにより、ハンセン病に対する差別や偏見を解消し、ハンセン病患者・元患者等の名誉を回復することを目的としている。

・パンフレットの概要

- ① ハンセン病の悲しい歴史
- ② ハンセン病と人権について考える
- ③ ハンセン病問題から学ぶべきこと
- ④ ハンセン病療養所の入所者・社会復帰者の家族の人権について考える
- ⑤ ハンセン病をもっと知ろう

・このほか、厚生労働省ホームページにおいて、指導者用パンフレット「ハンセン病を正しく伝えるために」を掲載（パンフレットと合わせて全中学校等へ配布）<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>



○ 令和3～5年度において、文部科学省、厚生労働省、法務省の3省連名で通知を发出し、ハンセン病問題に関する教育を行う際に活用できる資料等を活用し、ハンセン病問題に関する教育を更に推進をしていただくよう依頼。

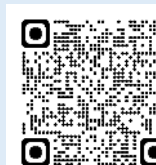


ハンセン病問題学習に係る講義動画について

(独) 教職員支援機構が、全国の学校教育関係職員に豊富で質の高い研修機会を提供するため、校外、校内、自己研修を問わず、いつでもどこにいても研修が可能となるような目的で作成している約20分の講義動画「校内研修シリーズ」において、ハンセン病に関する講義動画の配信を令和3年12月6日付けで開始。

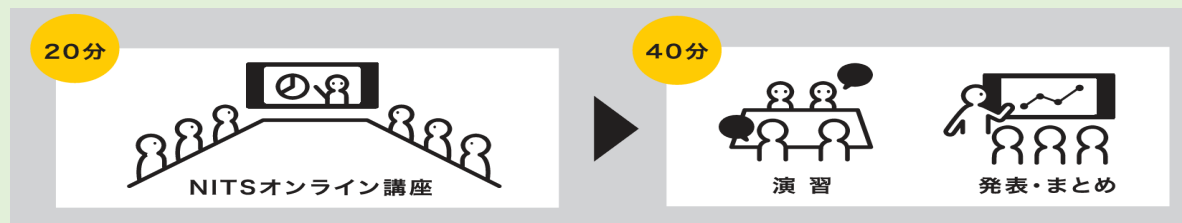
<動画の内容>

- ◆動画の内容：ハンセン病問題学習に当たっての視点、ハンセン病問題を巡る経緯、ハンセン病に関する授業実施の紹介 等
- ◆講義動画タイトル：ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つーハンセン病問題から学び、伝えるー
- ◆講義者：^{えいしん} 盈進中学高等学校 校長 ^{のぶかずとし} 延和聰
- ◆講義動画リンク先：<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/100.html>



校内研修で活用する場合の例

< 60分の校内研修の場合 > 研修の冒頭20分で講義動画を視聴し、それを踏まえた演習を行う流れが可能です。



ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた施策提言の全体像

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会(※)報告書(2023年3月)

(※)ハンセン病に対する偏見差別の現状とこれをもたらした要因の解明、国のこれまでの啓発活動の特徴と問題点の分析、偏見差別の解消のために必要な広報活動や人権教育、差別事案への対処の在り方についての提言を行うなど、今後のハンセン病に対する偏見差別の解消に資することを目的として設置された検討会。

なお、「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議の場」は本施策検討会の親会的位置づけである。

1. 施策の実施に当たって国等が前提とすべきこと

(1)基本認識の共有	(2)基本認識を明示する計画・プログラムの作成	(3)国を挙げた施策実施体制の構築
- ハンセン病に係る偏見差別は国の隔離政策によって作出助長された - 偏見差別は今も解消されておらず、病歴者・家族等を苦しめている - 偏見差別の解消は、それを作出助長した責任に基づき、国全体での取り組みが必要	「人権教育・啓発に関する基本計画」の改訂の検討 2002年の策定後、「ハンセン病患者・元患者等」の項目は、改訂なし - 厚生労働省、法務省、文部科学省の「実施プログラム」の策定の検討(基本計画を補完)	- 厚生労働省、法務省、文部科学省の各省単独の取り組みの解消 - 関連省庁が連携した国として継続性のある系統的な施策の実施

2. 個別・具体的な施策に対する提言

(1)全国的な実態調査	(2)行動・意識変容の促進	(3)被害の救済・回復	(4)被害者の「語り」の保障	(5)地方公共団体の取り組み
- 偏見差別の現状を把握する住民意識調査 - 学校における差別被害の実態調査 - ハンセン病人権教育の実施状況調査 - 療養所退所者の再入所の要因分析 - 資料分析結果の活用 - 家族訴訟の原告陳述書等、宿泊拒否事件の際の差別文書	- 各省の普及啓発に関する施策・事業の改善 - 教科書の記述の充実、学習指導要領の改訂 - 啓発資料等の活用 - 教科書を補完する中学生用パンフレット、啓発シンポジウム、地方公共団体への委託事業、教育現場への情報発信、国立ハンセン病資料館等 - 授業担当者等の教育力向上	- ハンセン病問題に特化した相談窓口の拡大 - 法務省人権擁護機関の調査救済活動の見直し - 人権侵犯事件における任意調査の是正 「差別」「差別被害」概念の是正 - 国連パリ原則に基づく国内人権機関の設置の検討	- 当事者の「語り」が果たす役割・意義の確認 - 当事者の「語り」の記録・保存・活用 「語り」に伴う負担・葛藤に対するサポート体制の構築	- 退所者・家族等も対象に含めた里帰り・訪問事業の拡充 - 地方公共団体での相談体制・相談窓口の充実 - 病歴者・家族の語りを継承する「伝承者」の育成 - 地域の関係団体等によるハンセン病問題に関する意見交換会等の実施

3. 提言の実現に向けて

(1)PDCAサイクルの導入	(2)国立ハンセン病人権教育啓発センター(仮称)の必要性
- 対象:厚生労働省、法務省、文部科学省、地方公共団体等が実施する全ての事業 - 事業の目的と解決すべき課題を明確に定め、事業実施によって達成された効果を的確に測定し、その結果に基づいて事業内容の見直しを図る - 新たな実施機関の必要性も検討すべき	- ハンセン病に係る偏見差別の解消を図るため、省庁間の垣根を超えた一元的な組織による系統的な取り組みができる体制を構築 - 所掌範囲:ハンセン病に係る偏見差別を解消するために必要な教育、啓発、人権救済・相談活動全般 - 組織形態:運営委員会と事務局を設置。運営委員会には相当数の当事者の参加を検討 - 実現に向けた検討課題:独立行政法人としての設立可能性(既存組織の改編・拡充、人員の確保と予算措置等)、ハンセン病問題に関わる既存組織・運動体や既存施策・事業等との調整 - センター構想の実現に向けた検討組織を直ちに設置すべき

9. 刑を終えて出所した人

1. 取組に当たっての基本的な考え方・観点

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を推進することが求められている。

なお、学校教育において、刑を終えて出所した人の人権に関する指導を行う際には、個人情報等の取扱いに十分配慮する必要がある。

2. 関係法令等

更生保護法/再犯の防止等の推進に関する法律/再犯防止推進計画

3. 第三次とりまとめ（平成20年3月）以降の主な動向

- ・刑を終えて出所した人の人権に関する法律として「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）が制定された。
- ・令和5年3月「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定（児童生徒の非行の未然防止の観点でも、人権（啓発のための）教育が必要であることが示されている。）。

10. 犯罪被害者等

1. 取組に当たっての基本的な考え方・観点

我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に関する社会的関心が高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図ることが課題となっている。

犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

学校教育において、犯罪被害者等の人権に関する指導を行う際には、誰もが犯罪被害者等になる可能性があることを認識させ、自らの問題として考えさせると同時に、個人情報等の取扱について十分な配慮を行うことが必要となる。

2. 関係法令等

犯罪被害者等基本法/犯罪被害者等基本計画/犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律/犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律

3. 第三次とりまとめ（平成20年3月）以降の主な動向

平成 28 年 12 月に公布された「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）について、再犯を防止することにより、新たな犯罪被害者等を生じさせないという観点からは、個別的な人権課題の一つである犯罪被害者等にも関係するものとも言える。

11. インターネット上の誹謗中傷への対応

社会問題となっているインターネット上の誹謗中傷に対応するため、総務省において、2020年9月に「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を公表。

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ①「インターネットトラブル事例集（2020年版）追補版」を作成・公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知【2020年9月公表・周知済】
- ②「e-ネットキャラバン」の講座内容にインターネット上の誹謗中傷に関するものを追加【2020年9月実施済】
- ③「#NoHeartNoSNS 特設サイト」（主催：総務省・法務省人権擁護局・（一社）ソーシャルメディア利用環境整備機構）の拡充等により、社会全体における情報モラルやICTリテラシーが高まるようにするための取組を強化【継続的に実施中】

2. プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウンタビリティの向上

- ①実務者検討会を開催し、法務省人権擁護機関からの削除依頼に対する事業者の円滑な対応を促進【定期的に開催中】
- ②事業者及び事業者団体との意見交換を通じ、誹謗中傷対策の実施や有効性の検討を働きかけ【継続的に実施中】
- ③自主的な取組の報告等により、事業者による透明性・アカウンタビリティ確保方策を促進し、取組の状況把握や評価方法の検討を実施【PF研等の場を通じ継続的に実施】
- ④国際的な制度枠組みや対応状況を注視し、国際的な対話を深化【継続的に実施中】

3. 発信者情報開示に関する取組

- ①電話番号を開示対象に追加する省令改正の実施を踏まえ、弁護士会照会に応じて電話番号に紐付く氏名・住所を回答可能である旨をガイドラインで明確化【2020年11月実施済】
- ②新たな裁判手続の創設や特定の通信ログの早期保全のための方策について、法改正を実施【2021年4月成立】
- ③開示対象となるログイン時情報を明確化するため、法改正を実施【2021年4月成立】
- ④要件該当性の判断に資する民間相談機関の設置やガイドラインの充実に係る民間の取組を支援【継続的に実施中】

4. 相談対応の充実にに向けた連携と体制整備

- ①違法・有害情報相談センターについて、相談員の増員等による体制強化を図るとともに、相談件数・内容の分析を実施【2021年度から実施中】
- ②相談内容に応じて相談機関間で紹介を行うなど、他の相談機関との連携対応を充実【継続的に実施中】
- ③複数の相談窓口の特徴やメリットを記載した案内図の作成など、ユーザにとって分かりやすい相談窓口の案内を実施【2020年12月公表済】

12. 北朝鮮当局による拉致問題等

「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品の活用促進等について（依頼）」（令和5年4月24日付 閣副第255号 5文科初第137号）

松野拉致問題担当大臣と永岡文部科学大臣の連名で、アニメ「めぐみ」の積極的活用、作文コンクールへの参加等について、各都道府県教育委員会等に対し通知を发出し、協力を要請。

The screenshot shows the official website for North Korean abductions. At the top, there are language selection tabs: 日本語, English, 韓国語, 简体中文, 日本語, Français, and Español. Below this is a search bar with the text 'Google カスタム検索'. The main heading is '北朝鮮による日本人拉致問題' (Abductions of Japanese Citizens by North Korea). A navigation bar includes links: '北朝鮮による拉致問題とは', '北朝鮮側主張の問題点', '政府の姿勢・取組', '国際社会と連携した取組', 'オールジャパンの取組', and '拉致問題の動き(年表)'. The central content area features a large graphic with the text '拉致' (Abduction) and a map of North Korea. Below this, it states: '家族を、人生を奪い去った北朝鮮による拉致。すべての拉致被害者を、日本は必ず取り戻す。' (Abduction by North Korea, which has stolen families and lives. Japan will definitely retrieve all abduction victims). It also mentions that the abduction issue is a major problem for national sovereignty and the lives and safety of citizens, and that its resolution is essential for the normalization of relations with North Korea. At the bottom, there is a section for the anime 'めぐみ' (Megumi), stating that free downloads are available. It lists various language versions (Japanese, English, Chinese, Korean, Russian, French, Spanish, German, Italian) and provides a link to download the anime. The footer includes '新着情報' (New Information), 'らちもんだい' (Rachimondai), and '電子図書館' (Digital Library).

令和5年4月24日

国務大臣（拉致問題担当大臣）

文 部 科 学 大 臣

松野 博一
永岡 桂子

※通知の内容は、拉致問題対策本部HPにも掲載されています。
<http://www.rachi.go.jp>



アニメ「めぐみ」を学校で活用する際の参考となる資料



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1322255.htm

会見・報道・お知らせ

政策・審議会

白書・統計・出版物

申請・手続き

文部科学省の紹介

トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 人権教育 > 各人権課題に関する参考資料集 > 「北朝鮮当局による拉致問題等」に関する参考資料

人権教育

「北朝鮮当局による拉致問題等」に関する参考資料

関係法令等

- ▶ [拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律\(※e-Gov\(電子政府の総合窓口\)へのリンク\)](#)

パンフレット・白書等

- ▶ [アニメ「めぐみ」\(※内閣官房拉致問題対策本部事務局ウェブサイトへリンク\)](#)
- ▶ [拉致問題啓発活動\(※内閣官房拉致問題対策本部事務局ウェブサイトへリンク\)](#)
- ▶ [映像作品「マンガ「家族愛」～拉致問題を絶対に忘れない～」\(※「YouTube」新潟青年会議所動画チャンネルへリンク\)](#)

アニメ「めぐみ」を学校で活用する際の指導の参考となる資料

- ▶ [人権学習ワークシート集\(学校教育\) 高校編 第14集\(うち「14拉致問題について考えよう\(1\)\(2\)」\)\(※神奈川県教育委員会ウェブサイトへリンク\)](#)
- ▶ [アニメ「めぐみ」の活用について\(※兵庫県教育委員会ウェブサイトへリンク\)](#)
- ▶ [拉致問題の解決にむけて \(PDF:3120KB\) \(※愛媛県教育委員会ウェブサイトへリンク\)](#)
- ▶ [拉致問題の解決に向けて \(PDF:895KB\) \(※香川県教育委員会ウェブサイトへリンク\)](#)

関連リンク

- ▶ [北朝鮮による日本人拉致問題\(※内閣官房拉致問題対策本部事務局ウェブサイトへリンク\)](#)
・ [学習指導案集\(※内閣官房拉致問題対策本部事務局ウェブサイトへリンク\)](#) 



「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定

令和2年10月「ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議」

第1章

行動計画ができるまで

1 「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まりと行動計画の必要性

- 「OECD多国籍企業行動指針」や「ILO多国籍企業宣言」の策定、国連グローバル・コンパクトの提唱といった中、**国連は「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持。G7・G20の首脳宣言でも行動計画に言及。**
- 投資家等の求めもあり、企業も人権尊重への対応が必要。**企業自らが、人権に関するリスクを特定し、対策を講じる必要。**
- 日本ではこれまで人権の保護に資する様々な立法措置・施策を実施し、企業はこれに対応。
- 「ビジネスと人権」に関する社会的要請の高まりを踏まえ、一層の取組が必要との観点から、政府として行動計画を策定。
- 新型コロナウイルス感染症の文脈においても、行動計画を着実に実施していく必要。

2 行動計画の位置付け

- 「指導原則」、「OECD多国籍企業行動指針」、「ILO多国籍企業宣言」等を踏まえ作成。
- SDGsの実現に向けた取組の一つと位置付け。

3 行動計画の策定及び実施を通じ目指すもの

- 国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進
- 「ビジネスと人権」関連政策に係る一貫性の確保
- 日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上
- SDGsの達成への貢献

4 行動計画の策定プロセス

現状把握調査を含め、経済界、労働界、市民社会等との意見交換会を実施。令和2年2月に原案を作成し、パブリックコメントを実施。

第2章

行動計画

1 基本的な考え方

- (1) 政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する**理解促進と意識向上**
- (2) 企業の「ビジネスと人権」に関する**理解促進と意識向上**
- (3) 社会全体の人権に関する**理解促進と意識向上**
- (4) サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備
- (5) 救済メカニズムの整備及び改善

2 分野別行動計画

→詳細は次頁。

第3章

政府から企業への期待

政府は、その規模、業種等にかかわらず、日本企業が、国際的に認められた人権等を尊重し、「指導原則」やその他関連する国際的なスタンダードを踏まえ、**人権デュー・ディリジェンスのプロセス**(※)を導入することを期待。

(※) 企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行うこと。)

第4章

行動計画の実施・見直しに関する枠組み

行動計画期間は5年。毎年、関係府省庁連絡会議において実施状況を確認。ステークホルダーとの対話の機会を設け、その概要を公表。公表3年後に中間レビュー、5年後に改定。

第2章 2. 分野別行動計画

(1) 横断的事項

ア. 労働（ディーセント・ワークの促進等）

- ディーセント・ワークの促進
- ハラスメント対策の強化
- 労働者の権利の保護・尊重（含む外国人労働者、外国人技能実習生等）

イ. 子どもの権利の保護・促進

- 人身取引等を含む児童労働撤廃に関する国際的な取組への貢献
- 児童買春に関する啓発
- 子どもに対する暴力への取組
- スポーツ原則・ビジネス原則の周知
- インターネット利用環境整備
- 「子供の性被害防止プラン」の着実な実施

ウ. 新しい技術の発展に伴う人権

- ヘイトスピーチを含むインターネット上の名誉毀損等への対応
- AIの利用と人権やプライバシーの保護に関する議論の推進

エ. 消費者の権利・役割

- エシカル消費の普及・啓発
- 消費者志向経営の推進
- 消費者教育の推進

オ. 法の下での平等（障害者、女性、性的指向・性自認等）

- ユニバーサルデザイン等の推進
- 障害者雇用の促進
- 女性活躍の推進
- 性的指向・性自認への理解・受容の促進
- 雇用分野における平等な取扱い
- 公衆の使用の目的とする場所での平等な取扱い

カ. 外国人材の受入れ・共生

- 共生社会実現に向けた外国人材の受入れ環境整備の充実・推進

(2) 人権を保護する国家の義務に関する取組

ア. 公共調達

- 「ビジネスと人権」関連の調達ルールの徹底

イ. 開発協力・開発金融

- 開発協力・開発金融分野における環境社会配慮に係る取組の効果的な実施

ウ. 国際場裡における「ビジネスと人権」の推進・拡大

- 国際社会における「指導原則」の履行促進に努力
- 人権対話による「ビジネスと人権」の取組の推進
- 国際機関等のフォーラムにおける経済活動と社会課題の関係に関する議論への貢献
- 労働者など幅広い層の人々が恩恵を受けるEPA及び投資協定の締結に努力
- 日EU・EPAに基づく市民社会との共同対話

エ. 人権教育・啓発

- 公務員に対する「ビジネスと人権」の周知・研修
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発活動の実施
- 民間企業と連携・協力した人権啓発活動の実施
- 中小企業向けの啓発セミナーの継続
- 人権尊重を含む社会的課題に取り組む企業の表彰
- 教育機関等に対する、行動計画等の周知
- 行動計画の周知等における国際機関との協力

(3) 人権を尊重する企業の責任を促すための取組

ア. 国内外のサプライチェーンにおける取組及び「指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスの促進

- 業界団体等を通じた日本企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発
- 「OECD多国籍企業行動指針」、「ILO宣言」及び「ILO多国籍企業宣言」の周知
- 在外公館や政府関係機関の現地事務所等における海外進出日本企業に対する、行動計画等の周知等
- 「価値協創ガイダンス」の普及
- 女性活躍推進法の着実な実施
- 環境報告ガイドラインに則した情報開示の促進
- 海外における国際機関の活動への支援

イ. 中小企業における「ビジネスと人権」への取組に対する支援

- 「ビジネスと人権」のポータルサイトによる中小企業への情報提供
- 中小企業を対象としたセミナーの実施
- 取引条件・取引慣行改善に係る施策

(4) 救済へのアクセスに関する取組

司法的救済及び非司法的救済

- 民事裁判手続のIT化
- 警察官、検察官等に対する人権研修
- 日本NCP（国別連絡窓口）の活動の周知とその運用改善
- 人権相談の継続
- 人権侵害の予防、被害の救済
- 個別法令等に基づく対応の継続・強化（労働者、障害者、外国人技能実習生を含む外国人労働者、通報者保護）
- 裁判外紛争解決手続の利用促進
- 開発協力・開発金融における相談窓口の継続

(5) その他の取組

- 途上国における法制度整備支援
- 質の高いインフラ投資の推進

通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日児童生徒課長通知）

1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

「性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うこと。」

○学校における支援体制

⇒「サポートチーム」の設置による対応、情報共有に当たっての留意点

○医療機関との連携

○学校生活の各場面での支援

⇒学校として先入観をもたず、その時々の子どもの状況等に応じた支援を行うことが必要

○卒業証明書等

⇒戸籍上の性別変更を行った者への対応

○当事者である児童生徒の保護者との関係

⇒保護者と十分話し合い、可能な支援を行う

○教育委員会等による支援

⇒人権教育や生徒指導担当教員等及び管理職への研修

以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要がある。

2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。
- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄したりしないこと等が考えられること。
- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

(別紙) 性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

項目	学校における支援の事例
服 装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪 型	・標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書(通知表を含む。)を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授 業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水 泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。 ・補修として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

※上記はあくまで対応の一例です。

画一的に例示のと通りの対応をするのではなく、まずは当該児童生徒や保護者とよく話し合い、個別の事情に応じた対応をしていただくようお願いします。

【参考】 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm

文部科学省調べ



「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（平成28年4月）

○ 教職員の理解促進のため、教職員の研修において活用できる教職員向けの周知資料を作成

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、
児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について
（教職員向け）

 文部科学省

5. 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成 27 年 4 月 30 日児童生徒課長通知) 等に係る Q & A

Q1 小・中・高等学校の学校段階で診断の有無に違いが生じる理由は何ですか。

性別に関する違和感には強弱があり、成長に従い減ずることも含め、変容があり得るとされます。また、性自認と性的指向とのいずれの違和感であるかを該当する児童生徒が明確に自覚していない場合があることも指摘されています。

このようなことを踏まえ、関係学会のガイドラインは、特に15歳未満については診断に慎重な判断が必要としており、性同一性障害の可能性が高い場合でもあえて診断が行われない場合もあるとされます。このことが、学校段階によって診断の有無の状況に違いが生じている理由と考えられます。

なお、通知では、診断がなされない場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能としています。

Q2 学校内外のサポートチームのメンバーはどのような者を想定していますか。

既に対応を進めている学校の現場では、学校内のサポートチームには、相談を受けた番、管理職、学級・ホームルーム担任、保健室長、学校医、スクールカウンセラーなどが含まれていました。

学校外のチームには、教育委員会、医療機関の担当者などが含まれていました。また、進学先の学校の教職員、スクールソーシャルワーカーのほか、児童福祉を担う児童相談所や市町村担当部署の担当者との連携を図ることも考えられます。

Q3 「サポートチーム」「支援委員会」「ケース会議」の違いは何ですか。

「サポートチーム」は性同一性障害に係る児童生徒を校内外の構成員によって支援する組織、「支援委員会」は校内の構成員によって機動的に開催する会議、「ケース会議」は校外の医療従事者等に意見を求める際に開催する会議を想定しています。

Q4 サポートチームは生徒指導等に関する既存の組織・会議の活用でも良いのでしょうか。新たな組織・会議を設置する必要がありますか。

通知のサポートチームの役割は、生徒指導等に関する既存の組織・会議と重なる部分もあり、それらを活用することは考えられます。

なお、性同一性障害に係る児童生徒の支援は、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが必要であることには留意が必要です。

【参考】 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm

周知資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対する きめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（平成28年4月）

Q 対応以前の問題として、学校として性同一性障害に係る児童生徒をどのように把握すれば良いのでしょうか。学校としてアンケート調査などを行い積極的に把握すべきなのでしょうか。

A 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者は、性自認等について、他の児童生徒だけでなく、教職員に対しても秘匿しておきたい場合があります。また、自ら明らかにする準備が整っていない児童生徒に対し、一方的な調査や確認が行われると、当該児童生徒は自分の尊厳が侵害されている印象をもつおそれもあります。

このようなことを踏まえ、教育上の配慮の観点からは、申出がない状況で具体的な調査を行う必要はないと考えられます。学校においては、教職員が正しい知識を持ち、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。

「生徒指導提要」の改訂

生徒指導提要

生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する基本書**として、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法、個別課題への対応**（いじめ、不登校、暴力行為…）**等について網羅的にまとめたもの**（平成22年3月作成）。

生徒指導提要



改訂の背景

- 平成22年に**生徒指導提要**が作成されて以降、**10年以上が経過**。
 - 近年、**いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向であるなど、課題は深刻化**。また、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の成立等関連法規や組織体制の在り方など、**提要の作成時から生徒指導を巡る状況は大きく変化**。
 - 「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議※」において生徒指導提要の改訂を検討**（右記QR）。
- ※座長：八並光俊東京理科大学教育支援機構教職教育センター教授、副座長：新井 肇 関西外国語大学外国語学部教授



12.5 「性的マイノリティ」に関する課題と対応

- 学級・HRにおいては、いかなるいじめや差別も許さない適切な生徒指導、人権教育を推進し、**悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者**となるよう努める。
- 自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、**相談しやすい環境を整えるとともに、教職員自身が理解を深めることも重要**。
- 教職員間の情報共有に当たっては、児童生徒自身が秘匿しておきたい場合があることに留意が必要。本人や保護者に十分な説明・相談や理解を得る働きかけが求められる。

【関係機関との連携】

➤ 保護者との連携

- 保護者がその子の性同一性に関する悩みや不安を受容している場合は、緊密に連携して支援を進めることが必要であり、そうでない場合でも、十分に話し合い、支援する必要。

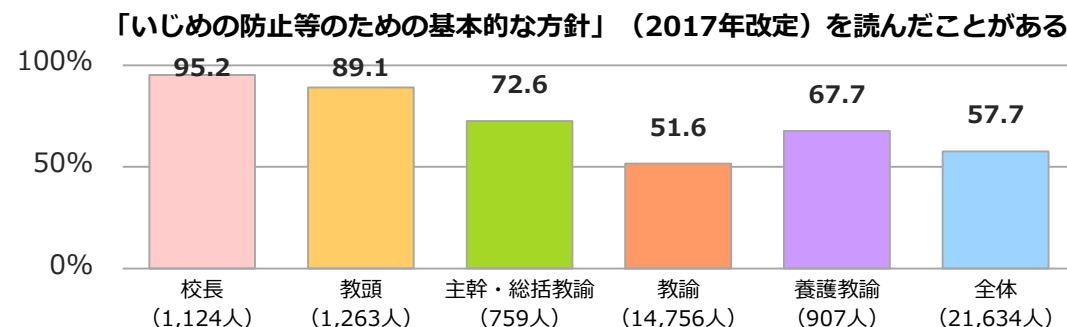
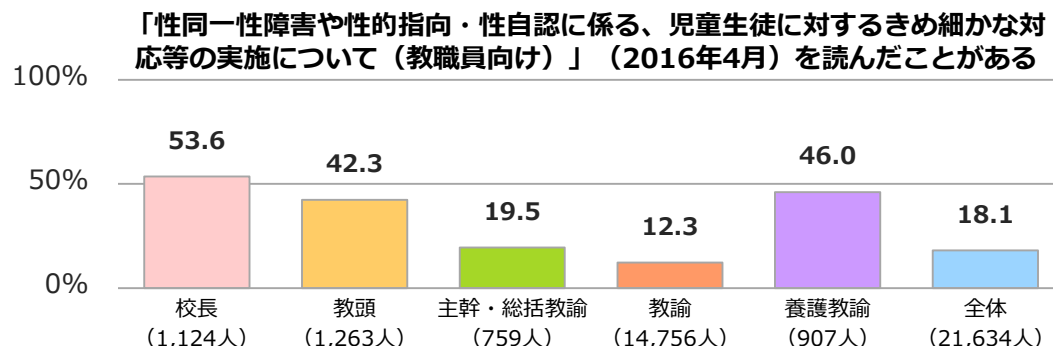
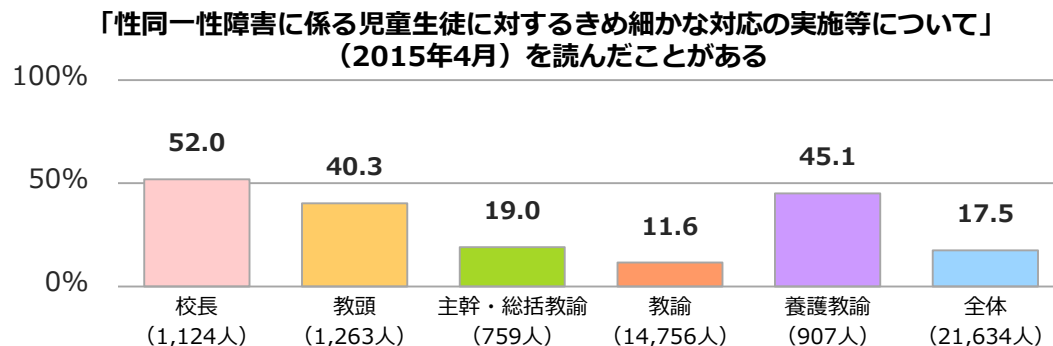
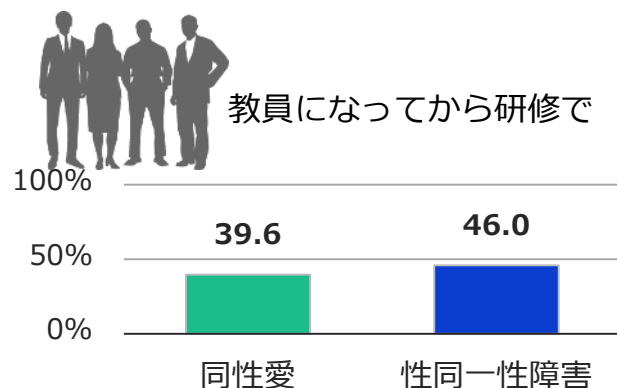
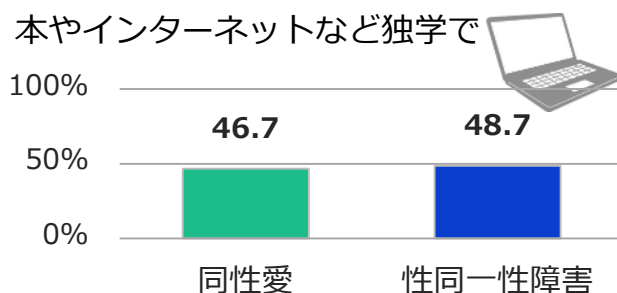
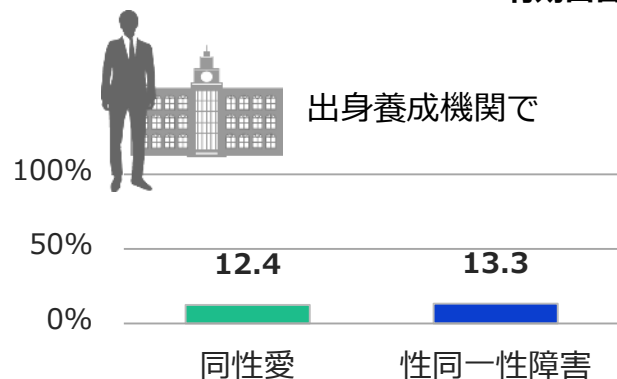
➤ 医療機関との連携

- 医療機関による診断や助言を通じて学校が専門的知見を得るとともに、教職員や児童生徒、保護者への説明材料として活用**。
- 連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則だが、個人情報に関連しない範囲での助言も有効。

項 目	学校における支援の事例
服装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・標準より長い髪形を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

教員の学びの現状と文部科学省通知等の浸透度合い

有効回答数 21,634人（全国36自治体）の教員の回答 調査実施期間：2019年10月～2020年3月



(独)日本学生支援機構による大学の教職員に対する理解啓発の取組について

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)においては、大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進のための教職員向け資料の作成・公表や、学生支援担当の教職員のカウンセリング技術向上を図る研修の実施等により、各大学における学生の心の問題に丁寧に対応できる体制の整備や学内での理解啓発の取組を促している。

➤ 大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて

- 大学等の教職員を対象として、**性的指向・性自認の多様な在り方に関する理解の増進を図る**ことを目的に、文部科学省や専門の有識者の協力を得て、独立行政法人日本学生支援機構が平成30年12月に作成・公表
- いわゆる「性的マイノリティ」である学生が学生生活を送る上で**大学等に求められる対応**に関し、大学等における性別情報の取扱い・管理方法のほか、授業や学生生活等における配慮等、**必要となる支援等について記載**。



➤ 心の問題と成長支援ワークショップ

- **学生の心の問題や成長支援に関する問題やニーズ**について、講義、グループワークを行うセミナーを毎年実施。
- **学生支援を担当する教職員を対象に**、専門的知識・ノウハウの修得や実践面の向上を図り、大学等における学生の心のセーフティネットの更なる充実を図っている。

(https://www.jasso.go.jp/gakusei/about/publication/lgbt_shiryo.html)

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」 (令和5年6月23日公布、施行)の概要

1. 目的 (第1条関係)

この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

2. 定義 (第2条関係)

1. この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
2. この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

3. 基本理念 (第3条関係)

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

4. 国、地方公共団体の役割 (第4条、5条関係)

(国の役割)

国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

5. 事業主等の努力（第6条関係）

2. 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

6. 基本計画（第8条関係）

1. 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

7. 知識の着実な普及等（第10条関係）

1. 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3. 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8. 措置の実施等にあたっての留意（第12条関係）

この法律に定める措置の実施等にあたっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

LGBTに関する研修資料について

(独) 教職員支援機構

校内研修シリーズ No87： 学校で配慮と支援が必要な LGBTsの子どもたち

宝塚大学看護学部 日高庸
晴教授から、性的指向、性
自認を表すLGBTに関する基
本的な知識や行政動向につ
いて解説するとともに、全
国調査の結果に基づき、い
じめ被害等との関連にも触
れながら、LGBTの児童生徒
に対する関わり方等につい
て解説



現在地点: top > オンライン講座 > 校内研修シリーズ > 学校で配慮と支援が必要なLGBTsの子どもたち: 校内研修シリーズ No87

掲載日: 令和2年12月16日 **校内研修シリーズ**

学校で配慮と支援が必要なLGBTsの子どもたち： 校内研修シリーズ No87



本動画では、性的指向、性自認を表すLGBTに関する基本的な知識や行政動向について解説するとともに、全国調査の結果に基づき、いじめ被害等との関連にも触れながら、LGBTの児童生徒に対する関わり方等について解説しています。

● この動画をYouTubeで見る

- 校内研修シリーズ
- 校内研修シリーズ (テーマ別)
- 新学習指導要領編 (校内研修シリーズ)
- 講義収録動画
- 研修プランシリーズ
- 動画教材リンク集
- DVD教材
- 研修テキスト

サポートナビ

- 研修を受ける方
- 研修を修了した方